

「外国商社の自由貿易港区における貨物保管と簡易加工 従事の条件一致証明書」発行申込人の自己チェック項目

一、 申込人：

二、 申込の依頼人(ない場合は記入免除)：

三、 申込書類の確認

(一)外国商社合法設立の証明書類：ある ない

(二)外国商社の実際の管理所が中華民国国外に所在する声明書：

ある ない

(三)計画書格式を完璧に記入しているか：

はい：内容は完備していますか：はい いいえ

いいえ

(四)自由貿易港区による貨物保管と簡易加工の契約書及び中国語の訳本：

はい：有効な契約書及び中国語翻訳文を添付します：ある ない

いいえ

(五)申込の依頼書(ない場合は記入免除)：ある ない

四、 自己チェック項目：

(一)自ら設立申請します

自由港区事業従事を：

委託します

1. 自由貿易港区で貨物保存する：ある ない

2. 自由貿易港区で簡易加工作業しますか？加工作業の内容を説明する：

ある，内容：

ない

(二)販売相手は会社ですか？：はい いいえ

(三)自由貿易港区に保管または加工する貨物は申込人の所有物ですか？：はい いいえ

(四)申込人は、通常、顧客との契約または経営者や代理人などによる

販売方法で経営しますか？： はい いいえ

(五) 申込人が自由港区内における貨物保管と簡易加工従事を設立申請
或いは自由港区事業に委託し、当該外国商社の貨物を販売国内/外
の顧客に販売する場合、下記のいずれかの状況がある場合、営利
事業所得税は徴収免除できません。(注意：申込人は外国商社の自
由貿易港区における貨物保管と簡易加工従事の条件一致証明書を
取得した後、期限通りに各年度の営利事業所得税を申告しなけれ
ばなりません。税務署の調査を経て本弁法規定の営利事業所得税
徴収免除ができない状況が発覚した場合、その所得は所得税法及
びその他関連法規の規定に基づいて処理します)

1. 中華民国国内における貨物の取引の流れには貨物保管と簡易加
工及び販売以外の物流付加価値サービスが含まれています：

はい いいえ

2. 中華民国国内で購入し、自ら設立申請するか或いは自由港区事業
に委託して貨物の保管と簡易加工を行って、貨物を国内の顧客に
販売します：

はい いいえ

3. 自ら設立申請するか或いは自由港区事業に委託して保管と簡易
加工を行う貨物は、当該外国商社が中華民国国内に設立した支社
に販売した後、当該支社が国内/外の顧客に販売します：

はい いいえ

4. 外国商社の実際の管理所が中華民国国外にありません：

はい いいえ

申込人のサイン或いは捺印： _____

西

暦

年

月

日

外国商社の実際の拠点が中華民国国外に所在する声明書

_____ (名称)は貨物保管と簡易加工業務の設立申請
或いは自由港区事業委託の条件一致証明書の発行申請のため、
以下のとおり声明します。

項目	声明事項	はい (Vを記入)	いいえ (Vを記入)
1	外国商社の主な経営者の所在地は中華民国国外である。		
2	外国商社の理事会は召集地は中華民国国外である。		
3	外国商社の株主会召集地は中華民国国外である。		
4	外国商社の生産経営、人員、経理、財産などの全面的管理とコントロールの拠点は中華民国国外以外である。		

申請人のサイン或いは捺印： _____

西 暦 年 月 日

「外国商社或いはその中華民国国内に設立した支社が自ら設立を申請或いは自由貿易港区事業に委託して貨物保管と簡易加工に従事する計画書」

1. 外国商社について

名 称			
設 立 日		資 本 額 (貨 幣 別)	
董 事 長		総 経 理	
従 業 員 数		年 営 業 額	
営 業 項 目			
所 在 地			
担 当 者			

2. 自ら設立を申請或いは港区事業に委託して従事する貨物保管と簡易加工の内容

(自ら設立を申請する場合、2.1項を記入し、港区事業者に委託する場合、2.2項を記入してください)

2.1 自ら設立を申請して貨物保管と簡易加工に従事する

貨物保管と簡易加工の範囲	
--------------	--

2.2 港区事業に委託して貨物保管と簡易加工に従事する

委託する港区事業の名称	
契約期間	
貨物保管と簡易加工の範囲	

4. 外国商社の年度販売状況(年)

4.1 販売貨物(製品/半製品/部品)の名称

貨物名 (HSコード含む)	単位	数量	金額 (NT百万元)	パーセント (%)
合計				100

4.2 販売対象

区域	顧客名称	金額 (NT百万元)	パーセント (%)
台湾国内地域			
台湾以外の地域			
合計			100